

1 医療費控除に関する明細書の提出義務化等について

▶医療費控除を適用される方へ

平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要になりました。

なお、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、税務署から記入内容の確認を求める場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。

※1 提出が不要となる領収書には、医療費控除を受けるために必要な医師等が発行した証明書は除きます。

(例：おむつ使用証明書、在宅介護費用証明書など)

※2 平成31年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付又は提示によることもできます。

▶セルフメディケーション税制

健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組みを行う方が、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合は、通常の医療費控除との選択により、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受けることができます。

この特例の適用を受ける方は、①セルフメディケーション税制の明細書の提出及び②適用を受ける年分において一定の取組みを行ったことを明らかにする書類の提出又は提示が必要になります。

※特定一般用医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品（医療用医薬品）から薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品（スイッチOTC医薬品）の購入費をいいます。

2 公的年金等を受給されている方へ ～確定申告不要制度のお知らせ～

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除（例えば、純損失や雑損失の繰越控除など）の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要になります。また、平成27年分以降は、外国の制度に基づき、国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、この制度は適用されません。

3 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されました。

所得税及び復興特別所得税や贈与税等の申告書については、税務署へ提出するたびに、マイナンバーの記載が必要であるとともに、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。（e-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。）

【本人確認書類の例】

例1 マイナンバーカード

例2 通知カード+運転免許証、公的医療保険の被保険者証など

4 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください

「確定申告書等作成コーナー」は、画面の案内に従って、金額等を入力すれば税額などが自動計算され、消費税及び地方消費税の申告書や所得税及び復興特別所得税の申告書などを作成できる便利なシステムです。

また、作成したデータは、印刷して書面で提出できるほか、「e-Tax（国税電子申告・納税システム）」を利用してインターネットで自宅や事務所などから送信することができますので、申告書の作成には、ぜひ「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。